県内学校用【家計急変】

茨　城　県　私　立　高　等　学　校　等

奨学のための給付金【家計急変世帯への支援】のご案内

１．制度の概要

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

家計急変により保護者等の収入が激減し、私立高等学校等奨学給付金対象と見込まれる世帯を対象に給付を実施します。

※　新入生への早期給付を申請された方も再度申請が必要になります。

２．給付要件

令和７年７月１日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

※　７月１日現在の状況によることとしているものについては、７月以降に家計が急変した世帯に対しては、家計急変が生じ申請した月の翌月（家計急変が生じ申請した日が月の初日である場合は、その月）の１日現在の状況によることとします。

○　家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯（生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯は給付対象としない）

＜非課税の世帯に相当すると認められる世帯の例＞

この表に該当しない場合は、事務室にお問い合わせください。

世帯構成	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯
年収見込額	1,716,000円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満	3,216,000円未満	3,704,000円未満

※　提出書類を基に家計急変発生後１年間の年間総所得金額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定する。

※　この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいますが、個人事業主の場合は算定方法が異なります。

※　年収見込計算方法（会社員の方）

直近３ヶ月の平均給与月額×12 月（あくまでも所得の目安であり、個別に判定します。）

※　災害などに起因しない自己都合による離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはならない。

※　収入見込額には、退職金、失業手当は含めないものとする。

○　保護者、親権者等が、茨城県内に在住していること。

（茨城県内の高校に在学する生徒で、保護者が茨城県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。）

○　平成２６年４月１日以降の入学者であること。

３．給付額（１人あたり）

○　７月まで（～７月１日）に家計が急変し申請した場合は、以下の給付額（年額）

私立の全日制・定時制高等学校等の在籍生徒　　５２，６００円～１５２，０００円

私立の通信制高等学校等の在籍生徒　　５２，１００円～　５２，６００円

※　詳細は、給付額等確認シート【家計急変版】（県内学校用）を御覧ください。

※　新入生への早期給付を受給された世帯は、上記の額から早期給付分の額を減じた額が支給されます。

○　７月以降に家計が急変し申請した場合は、年額を 12 で除して得た額に、家計急変が生じ申請した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和８年３月までの月数を乗じて得た額を給付する。

４．支給時期（予定）

令和７年１１月

５．申請方法

申請は、各学校事務室にて受け付けておりますので、事務室までご連絡ください。

私立高等学校等奨学給付金受給申請書に記入後、必要書類を添付し、〇〇月〇〇日までに学校に提出してください。

★問い合わせ先：〇〇〇〇学校　　【電話】〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【家計が急変した世帯向け】「奨学のための給付金（通常給付）」対象者及び給付額等確認シート
（県内高等学校等在籍者）

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

高校生等は、平成26年４月１日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？

- はい → 家計急変による経済的理由から、「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当しますか？
- いいえ → 給付金に該当しません。

家計急変による経済的理由から、「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当しますか？

- はい → 令和7年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していますか？
- いいえ → 給付金に該当しません。

令和7年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していますか？

- はい → ケース1
- いいえ → 入学した学校は通信制高校ですか？

入学した学校は通信制高校ですか？

- はい → ケース2
- いいえ → ケース3

ケース1　レ

生活保護（生業扶助）受給世帯は、
家計急変世帯向け奨学給付金の対象
ではありません。
通常の奨学給付金として
52,600円（前倒し給付受給者は39,450円）
が支給されます。

提出書類1へ

ケース2　レ

①【「非課税相当世帯」で、7月1日まで
に家計急変が生じ申請した世帯】
52,100円（早期給付受給世帯は39,075円）
が支給されます。

②【「非課税相当世帯」で7月2日以降
に家計急変が生じ申請した世帯】
52,100円×家計急変が生じ申請した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和8年3月までの月数／12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類2へ

ケース3　レ

①【「非課税相当世帯」で、7月1日まで
に家計急変が生じ申請した世帯】
152,000円（早期給付受給世帯は114,000円）
が支給されます。

②【「非課税相当世帯」で7月2日以降
に家計急変が生じ申請した世帯】
152,000円×家計急変が生じ申請した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和8年3月までの月数／12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類2へ

該当するケースに下記例のようにチェックしてください。

例　レ

提出書類1（生活保護受給世帯の場合）

①様式第1号　奨学給付金受給申請書
②様式第8号　委任状
③生活保護受給証明書（7/1以降発行）
※「生業扶助」受給が確認できない場合は、「生業扶助受給証明書（様式第18号）」を提出。

提出書類2（非課税相当世帯の場合）

①様式第1号　令和7年度茨城県私立高校生等奨学給付金受給申請書【家計急変用】
※家計急変該当者であることの証明書類（別紙）に記載の「添付する書類」も併せて提出すること。
②様式第8号　委任状
③様式第16号【県内家計急変用】対象生徒の世帯状況表（学校→県）
④様式第14号　扶養誓約書